

皆さん、気をつけましょう！

－ハラスメントに関する注意喚起－

株式会社双葉化学商会 代表取締役 京藤 光江

従業員各位

平素は勤務に精進頂き、感謝しております。

この度は、注意喚起のためにこのようなお手紙を配布しております。

- 1 昨今、社会的に企業にはハラスメントの防止が強く求められています。職場におけるハラスメントは、社員個人の尊厳を不当に傷つけ、心身の健康の悪化にもつながりかねない、決して許されない行為です。また、社員が能力を十分に発揮することを妨げ、また、会社にとっても職場秩序の乱れや生産性の低下を招き、企業のイメージダウンにもつながりかねない問題です。
- 2 下記の行為はハラスメントに該当しますので気をつけましょう。
 - ① 性的な冗談・質問・噂を流す、その他、他人に不快感を与える性的な言動
 - ② わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
 - ③ 身体への不必要な接触、交際・性的な関係の強要
 - ④ 性的な言動に対し、抗議・拒否した部下等従業員に対する不利益な取扱い
 - ⑤ 暴行・傷害、脅迫・暴言・侮辱
 - ⑥ 仲間外し・無視
 - ⑦ 業務上明らかに不要なこと・遂行不可能なことを強制する
 - ⑧ 業務上の合理性がないのに、能力や経験とかけ離れた仕事を与える、仕事を与えない
 - ⑨ 私的なことに過度に立ち入る
 - ⑩ 妊娠・出産・育児等を理由として差別的取扱い等を行い、当該労働者の就業環境を害する
- 3 この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている方すべて、さらには、顧客、取引先の社員の方等を含みます。また、女性、男性、同性同士かを問いません。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。
- 4 社員がハラスメントを行った場合、就業規則第 61 条「訓戒、減給及び出勤停止」第 6 項に当たることとなり、処分されることがあります。

その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

 - ① 行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
 - ② 当事者同士の関係（職位等）
 - ③ 被害者の対応（告訴等）・心情等
- 5 相談窓口
職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。電話での相談も受け付けますので、1人で悩まずにご相談ください。

上記2にあたるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

ハラスメント相談窓口 ▶ 総務部 TEL：0798-23-7730（平日 9 時～18 時）

公平に、相談者・行為者双方について、プライバシーを守り対応しますので安心してご相談ください。
- 6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはい行いません。